

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる 多面的機能支払交付金の活動の留意点

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる県や市町の自粛要請および国の緊急事態宣言を受けて、多面的機能支払交付金の活動においても感染拡大防止に最大限努める必要があることから、活動における留意点を示します。

なお、本取り扱いは、令和2年度における県や市町の自粛要請および国の緊急事態宣言に示された期間（以下、自粛期間）を念頭に示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況は刻々と変化し、各地域においても事情が異なることから、**各市町や各組織において別途の方針を定めることを妨げるものではありません。**

1 活動の実施について

- ① 自粛期間中は、地域の営農に支障を及ぼさない範囲で、自粛期間後へ活動の延期を検討して下さい。
- ② 地域の営農の必要上、自粛期間中に活動を実施する場合は、下記3「活動体制の工夫」を踏まえて実施して下さい。
- ③ 年間の活動体制を工夫することで、計画した活動を自粛期間以外で実施できるよう努めて下さい。
- ④ 延期した活動は、地域の実情を踏まえつつ、令和2年度の中で時期を調整して活動出来るように努めて下さい。
- ⑤ 協働力深化加算の対象として、参加者数の8割以上の参加を予定していた活動が実施困難な場合は、複数回の分散開催により、令和2年度内で合計人数を達成すれば実施と取り扱います。
- ⑥ やむを得ず令和2年度に予定した活動ができない場合は、活動期間内の後年度に振り替えを可能とします。（下記⑦は対象外）
- ⑦ 令和2年度が活動期間最終年度で、5年間の活動要件に該当する活動（地域資源保全管理構想の作成、研修等）を実施する必要があるものについては、活動体制を工夫して実施して下さい。

2 活動の自粛判断について

- ① 活動自粛と認められる期間は、**「県や市町の自粛要請および国の緊急事態宣言に示された期間のいずれか長い期間」**とします。
- ② 活動の自粛判断は、活動組織が判断するものとし、年間で令和2年度の活動の実施見込みが立たなくなった時点で、速やかに活動組織から市町へ報告願います。

3 活動体制の工夫について

厚生労働省および各自治体から示されている新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、参加者の健康管理や予防対策に留意して活動を実施して下さい。

【具体例】

- ・参加者数を抑制
- ・密閉空間となる屋内の会議等に替えて屋外の作業
- ・活動開始前に参加者申告による健康確認
- ・活動時や休憩時に参加者間で必要な離隔を確保
- ・感染拡大抑止に有効な資材の準備・装着等
- ・総会の書面議決による開催
- ・研修会や話し合いの代替えとなる資料配付・回覧・アンケート等

4 交付金の扱いについて (案)

調整中 ※変更の可能性あり

1) 返還について

新型コロナウイルスに係る活動の自粛に伴い、やむを得ず令和2年度の活動が実施できなかった場合は、実施要領第1の15の(1)返還の免責事由「自然災害その他やむを得ない理由」の「その他」に該当することで、遡及返還は免除される予定です。

2) 交付金の減額について

① 加算単価条件の活動が実施できなくなった場合

協働力深化加算単価を受けているが、令和2年度に計画した活動が実施出来ず、加算単価の条件を満たさなくなった場合、加算単価分を減額し交付される予定です。

※前述1⑤を参照ください

② 資源向上(長寿命化)の直営施工が実施できなくなった場合

令和2年度に計画していた長寿命化の直営施工が実施出来なくなった場合、対象の交付金を1/6分減額し交付される予定です。

3) 持越しについて

翌年度への持ち越しは可能ですが、実績報告時に持越し金について翌年度の使途・予定時期を明らかにする必要があります。

★交付金について、R2年度交付金が使えない見込みが明らかになった時点で各市町にご相談願います

活動組織のみなさまにおかれましては、ご苦勞とご辛抱をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのご協力をお願いするとともに、各活動組織の参加者から感染者が発生しないよう願っております。